

事業年報概要

概要

1. 総括

医療保険制度の状況について、船員保険を中心に概観する。

船員保険制度は、船員を対象とした総合的な社会保険制度として、国を保険者として運営されてきたが、平成 19 年の法律改正により、平成 22 年 1 月以降においては、これまで船員保険で実施してきた職務上疾病・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び雇用保険に統合され、新しい船員保険制度は、職務外疾病部門と ILO 条約や船員法に則った独自給付、職務上上乗せ給付を行う制度として、全国健康保険協会を保険者とし運営することとなった。

1. 加入者数

平成 28 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、表 1 である。加入者数は、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」と略す。）が 3,807 万 1 千人（総人口の 30.0%）、組合管掌健康保険（以下「組合健保」と略す。）が 2,946 万 3 千人（同 23.2%）、国民健康保険（以下「国保」と略す。）が 3,294 万人（同 26.0%）であり、この 3 制度で大半を占めている。また、船員保険は 12 万 2 千人（同 0.1%）であり、共済組合は 869 万 7 千人（同 6.9%）である。

表 1 医療保障適用状況（平成 28 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,761	100.0
協会けんぽ	22,428	15,643	38,071	30.0
法第 3 条第 2 項	13	6	19	0.0
船員保険	58	64	122	0.1
組合健保	16,284	13,179	29,463	23.2
共済組合	4,514	4,184	8,697	6.9
国保	32,940	・	32,940	26.0
後期高齢者医療	16,778	・	16,778	13.2
生活保護法適用者	・	・	2,145	1.7

注 1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成 29 年 4 月 1 日現在（確定値）による。

3. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成 29 年 3 月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

制度別に加入者数の推移をみたものが、表 2 である。協会けんぽは、平成 18 年度から平成 19 年度までは増加しており、平成 20 年度は、75 歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75 歳以上の被保険者の 75 歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少したが、平成 21 年度以降は増加している。船員保険は毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつある。なお、平成 20 年度については協会けんぽ同様、後期高齢者医療制度の施行に伴う異動があったことに留意が必要である。

表2 制度別加入者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	国保	後期高齢者医療
18	35,938	22	161	30,474	9,437	51,268	・
19	36,294	18	157	30,860	9,373	50,724	・
20	34,705	17	144	30,337	9,023	39,492	・
21	34,828	17	141	29,951	9,118	39,098	・
22	34,845	18	136	29,609	9,189	38,769	14,341
23	34,877	18	132	29,504	9,101	38,313	14,733
24	35,103	19	129	29,353	9,000	37,678	15,168
25	35,643	18	127	29,273	8,914	36,927	15,436
26	36,392	19	125	29,129	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	124	29,136	8,774	34,687	16,237
28	38,071	19	122	29,463	8,697	32,940	16,778

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、表3である。協会けんぽは、平成19年度までは増加していたが、平成20年度は減少し、平成21年度以降は再び増加している。船員保険は、毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつあり、平成28年度は微増に転じた。組合健保は、平成20年度までは増加していたが、平成21年度～平成24年度は減少し、平成25年度以降は再び増加している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.4%の増加、船員保険は0.9%の減少、組合健保は0.5%の増加となっている。

表3 被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	被用者保険計
18	19,501	13	63	15,456	4,399	39,434
19	19,807	11	63	15,871	4,397	40,149
20	19,496	11	62	15,906	4,394	39,871
21	19,517	11	61	15,722	4,465	39,780
22	19,580	12	60	15,574	4,523	39,752
23	19,631	12	59	15,553	4,512	39,769
24	19,871	13	58	15,537	4,501	39,983
25	20,303	12	58	15,598	4,491	40,465
26	20,902	12	58	15,644	4,493	41,112
27	21,577	13	58	15,811	4,504	41,964
28	22,428	13	58	16,284	4,514	43,297

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 標準報酬月額

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、表4である。平成28年度末の協会けんぽは28万4千円、船員保険は41万3千円、組合健保は37万円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.8%の増加、船員保険は1.4%の増加、組合健保は0.1%の減少となっている。協会けんぽ、船員保険、組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をみたものが、図1である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移していたが、平成22年度は低くなり、平成25年度は再び高めに推移し、平成26年度はほぼ同等となっていたが、平成27年度以降は再び高めに推移している。

過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.0%、船員保険は0.8%、組合健保は0.0%の増加となっている。

表4 制度別標準報酬月額の平均と対前年度伸び率（年度末現在）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	船員保険	組合健保	共済組合	国 保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
18	283,218	12,721	380,146	369,609	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	391,050	371,037	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	394,179	371,304	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	390,620	359,340	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	388,287	363,306	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	387,114	363,149	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	388,989	365,867	411,900	1,416	797
25	277,116	13,576	394,456	366,541	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	397,567	370,072	415,565	1,444	830
27	282,001	13,991	407,025	370,300	415,960	1,396	804
28	284,285	14,176	412,609	369,810	—	—	828
	%	%	%	%	%	%	%
19	0.8	3.6	2.9	0.4	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.8	0.1	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 0.9	△ 3.2	1.7	△ 6.0	△ 5.1
22	△ 0.2	3.4	△ 0.6	1.1	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.3	△ 0.0	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.5	0.7	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	1.4	0.2	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	0.8	1.0	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	2.4	0.1	0.1	△ 3.3	△ 3.1
28	0.8	1.3	1.4	△ 0.1	—	—	3.0
10年平均	0.0	1.1	0.8	0.0	—	—	—

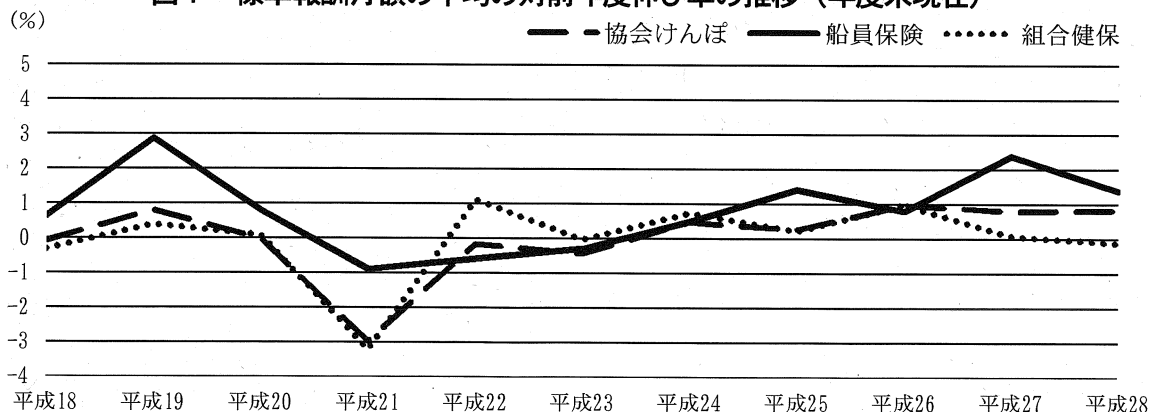
注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。

4. 平成28年度の組合健保は、速報値である。

図1 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末現在）



4. 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、表5である。協会けんぽは、平成18年度以降、加入者数の増加等により増加している。船員保険の医療費総額は加入者数の減少等により減少傾向にあったが、加入者1人当たり医療費の増加等により平成19年度からは増加に転じ、平成21年度以降は減少となっているが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。平成27年度以降は増加に転じた。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、表6である。平成28年度の協会けんぽは17万4千円、船員保険は20万円、組合健保は15万4千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.1%の増加、船員保険は2.6%の増加、組合健保は0.1%の減少となっている。協会けんぽ、船員保険、組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をみたものが、図2である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めの傾向にある。平成21年度と平成22年度の船員保険の伸び率は低くなっているが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは2.1%の増加、船員保険は1.9%の増加、組合健保は2.1%の増加となっている。

表5 制度別医療費総額の推移（4月～翌3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
18	48,941	34	256	37,189	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	262	38,412	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	263	39,519	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	259	40,162	12,580	110,787	120,869	337,511
22	54,515	23	245	41,062	13,126	113,285	127,554	349,810
23	55,615	21	246	41,917	13,451	115,850	133,486	360,585
24	56,476	20	244	42,400	13,375	116,546	137,226	366,286
25	58,078	20	240	42,666	13,331	117,783	142,260	374,379
26	60,230	21	239	43,422	13,442	118,175	145,453	380,981
27	64,146	22	243	44,926	13,727	120,272	152,111	395,447
28	65,672	19	247	45,169	—	115,018	—	—

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 制度改正により平成22年1月以降、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。

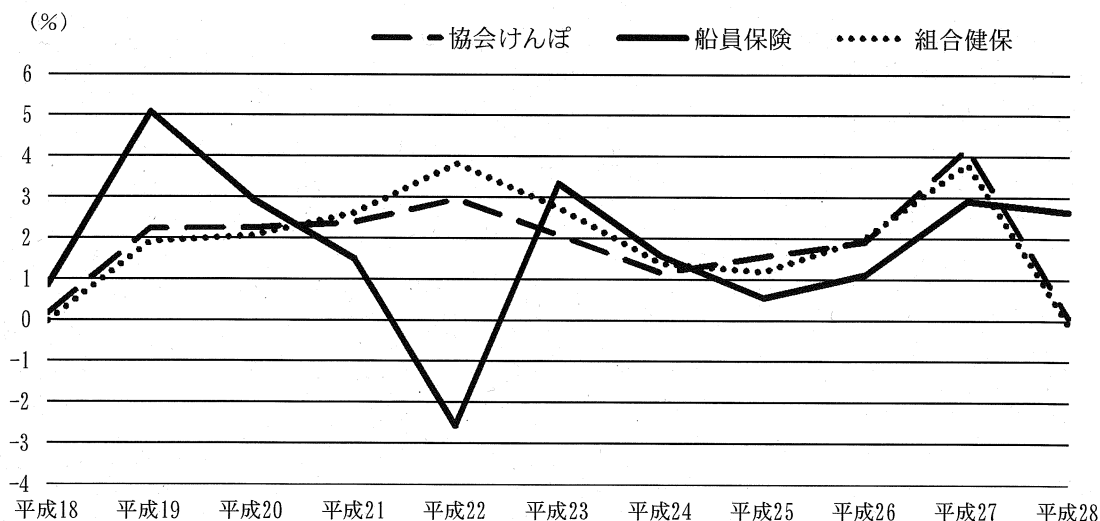
4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

表6 制度別加入者1人当たり医療費と対前年度伸び率（4月～翌3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
18	141,797	154,025	166,297	124,753	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	174,749	127,137	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	179,901	129,749	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	182,580	133,137	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	177,866	138,224	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	183,803	142,006	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	186,691	143,976	148,483	305,432	920,673
25	163,817	114,142	187,709	145,672	149,661	314,304	930,496
26	166,944	113,847	189,794	148,586	152,308	322,945	934,008
27	173,966	112,984	195,314	154,259	156,817	338,285	951,679
28	174,114	99,688	200,481	154,105	—	338,804	—
	%	%	%	%	%	%	%
19	2.2	△ 3.6	5.1	1.9	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.9	2.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	1.5	2.6	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	△ 2.6	3.8	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	3.3	2.7	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.6	1.4	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.3	0.5	1.2	0.8	2.9	1.1
26	1.9	△ 0.3	1.1	2.0	1.8	2.7	0.4
27	4.2	△ 0.8	2.9	3.8	3.0	4.8	1.9
28	0.1	△ 11.8	2.6	△ 0.1	—	0.2	—
10年平均	2.1	△ 4.3	1.9	2.1	—	3.2	—

- 注1. 各制度の事業年報等を基に作成。
 2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 3. 制度改正により平成22年1月以降、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の加入者1人当たり医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。
 4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

図2 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



II. 船員保険

1. 適用状況

平成 28 年度末現在の船舶所有者数は 5,619 であり、前年度末に比べて 51 (0.9%) 減少となっている。被保険者数は 58,031 人であり、前年度末に比べて 112 人 (0.2%) 増加となっている。(図 3)

強制被保険者数は 54,974 人であり、前年度末に比べて 162 人 (0.3%) 増加となっており、その内訳を船舶種別でみると、汽船等は 39,213 人で前年度末に比べ 0.7% の増加、漁船 (い) は 1,600 人で前年度末に比べ 1.7% の減少、漁船 (ろ) は 14,161 人で前年度末に比べ 0.5% の減少となっている。また、疾病任意継続被保険者数は 3,057 人で前年度末に比べ 1.6% の減少となっている。

被扶養者数は 64,161 人であり、前年度末に比べ 1,681 人 (2.6%) 減少し、扶養率は 1.115 (※) となっている。

強制被保険者の標準報酬月額額の平均は 417,083 円であり、前年度末に比べ 1.4% の増加となっている。強制被保険者について標準報酬月額別の分布をみると、第 27 級 (41 万円) が 7.0% で最も多く、上限の第 50 級 (130 万円) の割合は 0.7% となっている。(図 4)

加入者の平均年齢 (平成 29 年 3 月末現在) は、被保険者が 47.0 歳、被扶養者が 30.3 歳となっている。(図 5、図 6)

※75 歳以上の強制被保険者 465 人を除いて算出している。

図 3 船員保険の船舶所有者数及び被保険者数の推移 (年度末現在)

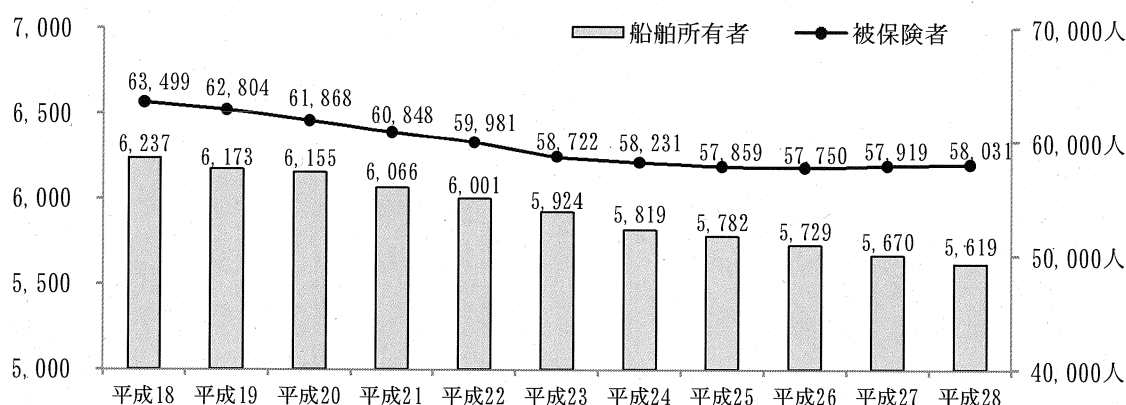
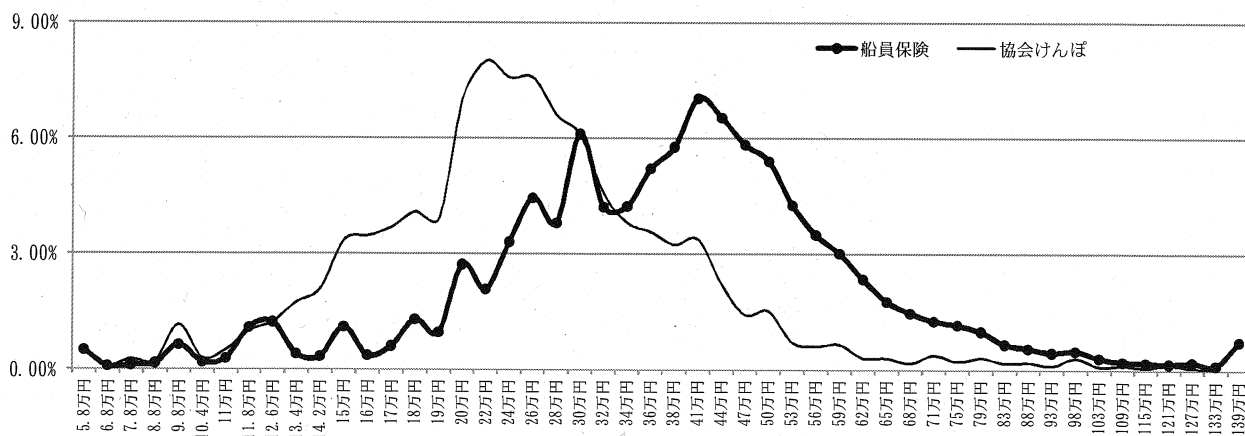
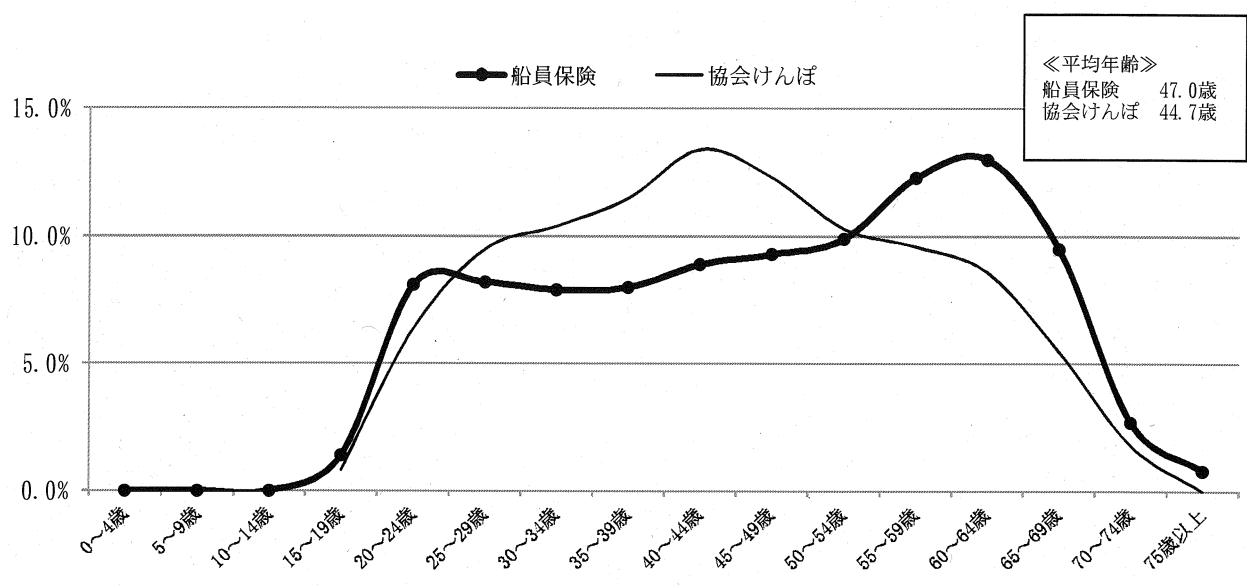


図 4 船員保険の標準報酬月額別被保険者の構成割合 (平成 28 年度末)



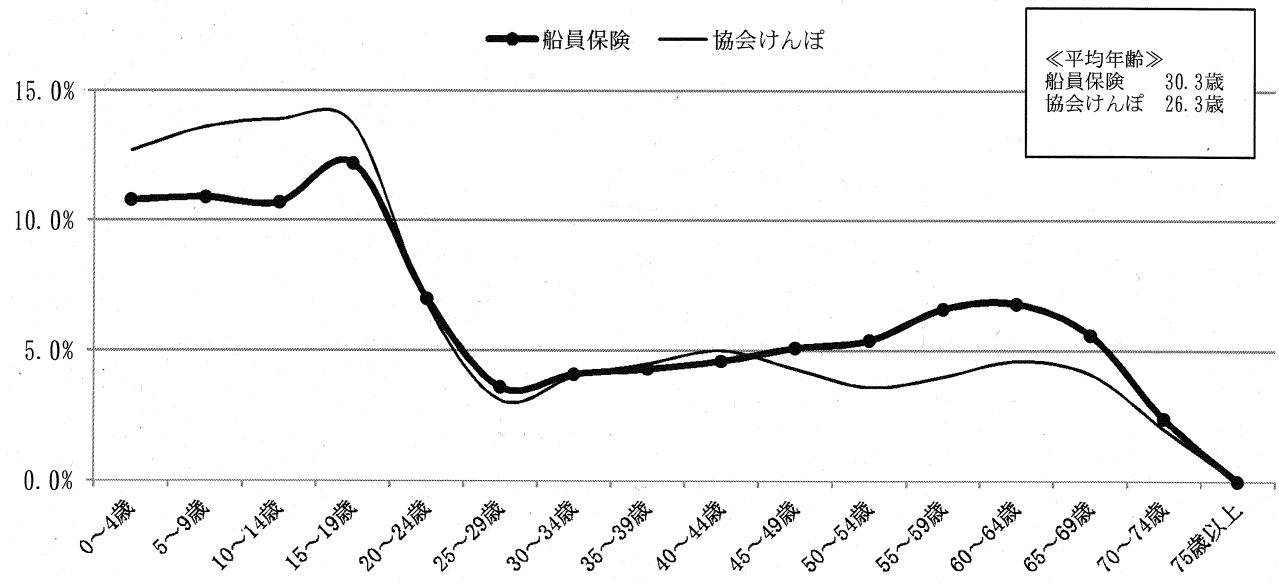
注. 船員保険は疾病任意継続被保険者を除いている。

図5 被保険者の年齢階級別構成割合（平成28年度末）



注. 協会けんぽは平成28年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

図6 被扶養者の年齢階級別構成割合（平成28年度末）



注. 協会けんぽは平成28年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

2. 医療費の状況

平成 28 年度の医療費は 247 億円であり、前年度に比べ 1.3% の増加、加入者 1 人当たり医療費は 200,481 円であり、前年度と比べ 2.5% の増加となっている。

平成 28 年度の医療費の内訳をみたものが、表 7 である。入院は 84 億円（全体の 34.2%）、入院外は 85 億円（同 34.6%）、歯科は 23 億円（同 9.5%）、薬剤支給は 47 億円（同 18.9%）となっている。

表 7 船員保険の医療費の状況（平成 28 年度）

[全体] (単位: 百万円)						
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	3,980	3,779	549	122	8,429	34.2%
入院外	3,262	4,739	439	97	8,536	34.6%
歯科	1,114	1,149	65	20	2,349	9.5%
薬剤支給	2,017	2,300	288	63	4,668	18.9%
入院時食事療養費・生活療養費	128	145	24	4	301	1.2%
訪問看護療養費	6	37	4	0	47	0.2%
療養費	170	158	...	...	328	1.3%
移送費	7	0	...	...	7	0.0%
合計	10,684	12,307	1,369	305	24,666	100.0%

注1. 下船後の療養補償及び経過的職務上給付の医療費は被保険者に含まれている。

2. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

[内訳①: 職務外給付] (単位: 百万円)						
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	2,649	3,779	549	122	7,099	31.0%
入院外	2,997	4,739	439	97	8,272	36.2%
歯科	1,099	1,149	65	20	2,334	10.2%
薬剤支給	1,940	2,300	288	63	4,592	20.1%
入院時食事療養費・生活療養費	84	145	24	4	257	1.1%
訪問看護療養費	5	37	4	0	45	0.2%
療養費	110	158	...	...	267	1.2%
移送費	7	0	...	...	7	0.0%
合計	8,891	12,307	1,369	305	22,873	100.0%

[内訳②: 下船後の療養補償] (単位: 百万円)						
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	1,300	・	...	...	1,300	75.7%
入院外	235	・	...	...	235	13.7%
歯科	13	・	...	...	13	0.8%
薬剤支給	65	・	...	...	65	3.8%
入院時食事療養費・生活療養費	42	・	...	...	42	2.4%
訪問看護療養費	2	・	...	...	2	0.1%
療養費	60	・	...	...	60	3.5%
移送費	—	・	...	...	—	—
合計	1,716	・	...	...	1,716	100.0%

[内訳③: 経過的職務上給付] (単位: 百万円)						
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	31	・	...	...	31	40.6%
入院外	30	・	...	...	30	38.8%
歯科	2	・	...	...	2	2.1%
薬剤支給	12	・	...	...	12	15.5%
入院時食事療養費・生活療養費	2	・	...	...	2	3.0%
訪問看護療養費	—	・	...	...	—	—
療養費	0	・	...	...	0	0.0%
移送費	—	・	...	...	—	—
合計	76	・	...	...	76	100.0%

3. 保険給付の状況

(1) 疾病給付

平成 28 年度の疾病給付費は 226 億円であり、前年度と比べ 3.0%の増加となっている。

疾病給付費の内訳をみたものが、表 8 である。医療給付費は 196 億円（疾病給付費の 86.8%）であり、うち診療費部分は 156 億円で医療給付費の 79.5%を占めている。その他の現金給付費は 30 億円（同 13.2%）であり、うち傷病手当金は 22 億円でその他の現金給付費の 73.5%を占めている。

加入者 1 人当たりで見ると、疾病給付費は 183,764 円、医療給付費は 159,519 円、その他の現金給付費は 24,245 円となっている。

表 8 船員保険の疾病給付費の状況（平成 28 年度）

[全体] (単位:百万円)								
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	8,586	9,551	1,188	243	58	—	19,626	86.8%
入院	3,629	3,245	510	111	・	・	7,495	33.2%
入院外	2,431	3,561	369	71	・	・	6,432	28.5%
歯科	785	819	53	14	・	・	1,671	7.4%
薬剤支給	1,475	1,679	241	46	・	・	3,440	15.2%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	83	69	12	2	・	・	166	0.7%
訪問看護療養費	5	27	3	0	・	・	35	0.2%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	—	—	...	...	・	・	—	—
療養費	137	112	...	...	・	・	249	1.1%
移送費	7	0	...	...	・	・	7	0.0%
高額療養費	34	39	...	...	58	—	131	0.6%
その他の現金給付費	2,497	486	...	...	・	・	2,983	13.2%
傷病手当金	2,194	・	...	...	・	・	2,194	9.7%
休業手当金	180	・	...	...	・	・	180	0.8%
葬祭料	109	45	...	...	・	・	154	0.7%
出産育児一時金	4	441	...	...	・	・	445	2.0%
出産手当金	10	・	...	...	・	・	10	0.0%
合計	11,083	10,037	1,188	243	58	—	22,609	100.0%

注1. 下船後の療養補償・職務上乗せ給付及び経過的職務上給付は被保険者に含まれている。

2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

[内訳①:職務外給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	6,793	9,551	1,188	243	58	—	17,833	87.4%
入院	2,298	3,245	510	111	・	・	6,164	30.2%
入院外	2,167	3,561	369	71	・	・	6,168	30.2%
歯科	770	819	53	14	・	・	1,656	8.1%
薬剤支給	1,398	1,679	241	46	・	・	3,363	16.5%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	39	69	12	2	・	・	122	0.6%
訪問看護療養費	3	27	3	0	・	・	33	0.2%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	—	—	...	...	・	・	—	—
療養費	77	112	...	...	・	・	189	0.9%
移送費	7	0	...	...	・	・	7	0.0%
高額療養費	34	39	...	...	58	—	131	0.6%
その他の現金給付費	2,076	486	...	...	・	・	2,562	12.6%
傷病手当金	1,960	・	...	...	・	・	1,960	9.6%
葬祭料	103	45	...	...	・	・	147	0.7%
出産育児一時金	4	441	...	...	・	・	445	2.2%
出産手当金	10	・	...	...	・	・	10	0.0%
合計	8,869	10,037	1,188	243	58	—	20,395	100.0%

[内訳②:下船後の療養補償・職務上上乗せ給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	1,716	・	...	...	・	・	1,716	90.5%
入院	1,300	・	...	...	・	・	1,300	68.5%
入院外	235	・	...	...	・	・	235	12.4%
歯科	13	・	...	...	・	・	13	0.7%
薬剤支給	65	・	...	...	・	・	65	3.4%
入院時食事療養費・生活療養費	42	・	...	...	・	・	42	2.2%
訪問看護療養費	2	・	...	...	・	・	2	0.1%
療養費	60	・	...	...	・	・	60	3.2%
移送費	—	・	...	...	・	・	—	—
その他の現金給付費	180	・	...	...	・	・	180	9.5%
休業手当金	180	・	...	...	・	・	180	9.5%
合計	1,897	・	...	...	・	・	1,897	100.0%

[内訳③:経過的職務上給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	76	・	...	...	・	・	76	24.1%
入院	31	・	...	...	・	・	31	9.8%
入院外	30	・	...	...	・	・	30	9.4%
歯科	2	・	...	...	・	・	2	0.5%
薬剤支給	12	・	...	...	・	・	12	3.7%
入院時食事療養費・生活療養費	2	・	...	...	・	・	2	0.7%
訪問看護療養費	—	・	...	...	・	・	—	—
療養費	0	・	...	...	・	・	0	0.0%
移送費	—	・	...	...	・	・	—	—
その他の現金給付費	241	・	...	...	・	・	241	75.9%
傷病手当金	234	・	...	...	・	・	234	73.7%
葬祭料	7	・	...	...	・	・	7	2.2%
合計	317	・	...	...	・	・	317	100.0%

(2) 年金等給付

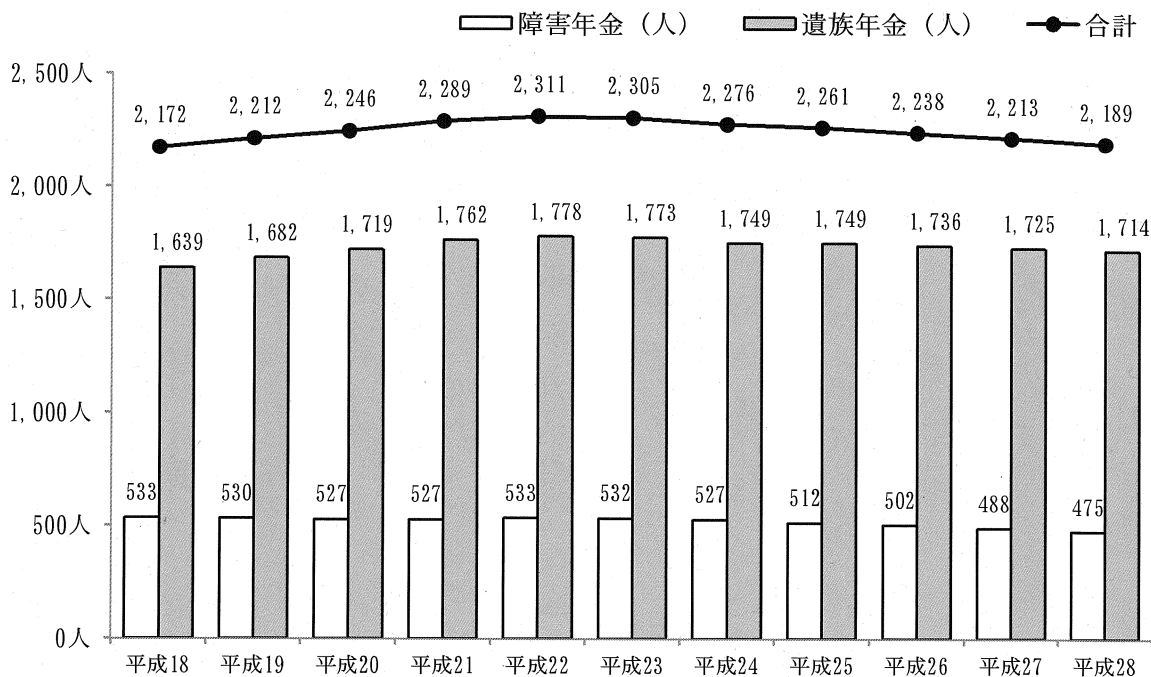
平成 28 年度末現在の新法職務上年金の受給権者は 2,189 人であり、前年度末に比べて 24 人 (1.1%) 減少となっている。そのうち、障害年金受給権者は 475 人で前年度末と比べて 13 人 (2.7%) 減少、遺族年金受給権者は 1,714 人で前年度末と比べて 11 人 (0.6%) 減少となっている。

平成 28 年度末現在の新法職務上年金受給権者の年金総額は 4,622 百万円であり、前年度末に比べて 26 百万円 (0.5%) 減少となっている。そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 1,011 百万円で前年度末と比べて 29 百万円 (2.8%) 減少、遺族年金受給権者の年金総額は 3,610 百万円で前年度末と比べて 4 百万円 (0.1%) 増となっている。

また、平成 28 年度末現在の新々法職務上年金の受給権者は 23 人であり、そのうち、障害年金受給権者は 10 人、遺族年金受給権者は 13 人となっている。

平成 28 年度末現在の新々法職務上年金受給権者の年金総額は 38 百万円であり、そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 17 百万円、遺族年金受給権者の年金総額は 21 百万円となっている。

図 7 船員保険の年金受給権者数の推移 (新法職務上年金)



注 1. 新法職務上年金とは、平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により船員保険の職務上給付 (労災保険相当分) が労災保険に統合された平成 21 年 1 月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給する職務上年金をいう。[経過の職務上給付]

注 2. 新々法職務上年金とは、平成 22 年 1 月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、労災保険の給付の上乗せとして支給する職務上年金をいう。[職務上上乗せ給付]